

令和5年第2回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

令和5年5月10日（水曜日）

◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵君	2番	井脇	昌美君
3番	榑原	深雪君	4番	矢野	利恵子君
5番	田利	正文君	6番	高橋	健一君
7番	木村	明雄君	8番	細川	勉君
9番	川上	修一君	10番	進藤	晴子君
11番	多治見	亮一君	12番	二川	靖君
13番	高橋	秀樹君			

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一君
足寄町教育委員会教育長	東海林弘哉君
足寄町農業委員会会長	吉村進君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳君
総務課長	松野孝君
福祉課長	保多紀江君
住民課長	金澤眞澄君
経済課長	加藤勝廣君
建設課長	（事務取扱）丸山晃徳君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	（兼）金澤眞澄君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸山一人君
------	-------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	山田弘幸君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横田晋一君
事務局次長	野田誠君
総務担当主査	中鉢武志君

◎議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定< P 4 >
- 日程第 2 会議録署名議員の指名< P 4 >
- 日程第 3 選挙第 1 号 議長選挙< P 4 ~ P 5 >
- 日程第 4 会期の決定< P 5 ~ P 6 >
- 日程第 5 選挙第 2 号 副議長の選挙< P 6 ~ P 7 >
- 日程第 6 議席の指定< P 7 >
- 日程第 7 常任委員の選任< P 7 ~ P 8 >
- 日程第 8 議会運営委員の選任< P 8 ~ P 9 >
- 日程第 9 選挙第 3 号 十勝圏複合事務組合議員の選挙< P 9 >
- 日程第 10 選挙第 4 号 とちかち広域消防事務組合議会議員の選挙< P 9 >
- 日程第 11 行政報告(町長)< P 10 ~ P 11 >
- 日程第 12 報告承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(足寄町税条例の一部を改正する条例< P 11 ~ P 12 >
- 日程第 13 報告承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて〔令和 4 年度足寄町一般会計補正予算(第 14 号)〕< P 12 ~ P 13 >
- 日程第 14 報告承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて〔令和 5 年度足寄町一般会計補正予算(第 1 号)〕< P 13 ~ P 15 >
- 日程第 15 議案第 39 号 副町長の選任について< P 15 ~ P 16 >
- 日程第 16 議案第 40 号 小型動力ポンプ付積載車(上足寄 1 号)購入売買契約について< P 16 ~ P 17 >
- 追加第 1 議案第 41 号 監査委員の選任について< P 17 ~ P 18 >
- 追加第 2 閉会中継続調査申出書(広報広聴常任委員会・議会運営委員会)< P 18 >

午前10時00分 開会

◎ 臨時議長の紹介

○議会事務局長（横田晋一君） おはようございます。

事務局長の横田晋一です。よろしく願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会ですので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本日、御出席議員の中で年長議員は井脇昌美議員でございます。

井脇昌美議員を御紹介いたします。

では、井脇昌美議員は議長席にお着きお願いいたします。

○臨時議長（井脇昌美君） ただいま紹介されました井脇昌美でございます。

地方自治法第107条の規定によって、議長選挙が終わるまで臨時議長の職務を行います。

どうぞよろしく願いいたします。

◎ 議員の自己紹介

○臨時議長（井脇昌美君） お諮りします。

このたびの選挙において、お互いに当選の榮譽を担って議席を得ましたが、初対面の方もおられますので、住所、氏名の自己紹介をお願いしたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（井脇昌美君） 異議がないと認めます。

では、ただいまより自己紹介をお願いいたします。

議席番号2番の木村議員より順次お願いをいたします。

（各議員自己紹介）

○臨時議長（井脇昌美君） ありがとうございます

ございます。

◎ 町長挨拶

○臨時議長（井脇昌美君） このたびの選挙において、町長に当選されました渡辺俊一君から御挨拶があります。

町長、演壇でよろしく願いいたします。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、このたびの町議会議員選挙におきまして、めでたく御当選の榮に浴されました議会議員の皆様へ心からお祝いを申し上げます。誠にめでたうございます。

私も町民の皆さんの御支援を頂きながら、引き続き町政を担わせていただくこととなりました。町民の皆様への期待と信頼に応えるために、その使命と責任の重さで改めて身の引き締まる思いであります。

今後、町民皆様の御期待に応えられるように全力で取組を進めていきたいと考えております。議員皆様の御指導、御協力を心からお願いを申し上げます。

さて、本日は選挙後の初の議会ということでもありますけれども、令和5年の第2回目の臨時会ということでございます。

本日、審議をお願いする案件でございますけれども、専決処分に関する報告承認3件、それから議案といたしまして、副町長の選任、小型動力ポンプ付積載車（上足寄1号）、消防車の関係でありますけれども、購入売買契約についての2件となっております。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

これからまた4年間よろしく願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎ 職員の自己紹介

○臨時議長（井脇昌美君） 次に、教育委

員会教育長、農業委員会会長、代表監査委員が議場においでですので、自己紹介をお願いいたします。各部局長、自己紹介をお願いいたします。

(各職員自己紹介)

○臨時議長(井脇昌美君) ありがとうございます。

◎ 執行機関幹部職員の自己紹介

○臨時議長(井脇昌美君) 次に、執行機関幹部職員の紹介をお願いいたします。

副町長を最初に、幹部職員自己紹介、順をお願いいたします。

(副町長以下、幹部職員自己紹介)

◎ 議会事務局職員の自己紹介

○臨時議長(井脇昌美君) 次に、議会事務局職員の紹介をお願いいたします。

(議会事務局長以下、事務局職員自己紹介)

○臨時議長(井脇昌美君) ありがとうございます。

ここで、幹部職員の方は退席されて結構です。なお、町長、副町長、教育長、代表監査、農業委員会会長は在席をお願いいたします。

◎ 開会宣告

○臨時議長(井脇昌美君) ただいまから、令和5年第2回足寄町議会臨時会を開会いたします。

◎ 開議宣告

○臨時議長(井脇昌美君) 直ちに、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎ 仮議席の指定

○臨時議長(井脇昌美君) 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、現在御着席の議席といたしま

す。

◎ 会議録署名議員の指名

○臨時議長(井脇昌美君) 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定により、臨時議長において、木村明雄君及び榊原深雪君を指名をいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時13分 再開

○臨時議長(井脇昌美君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 選挙第1号

○臨時議長(井脇昌美君) 日程第3 選挙第1号議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めてください。

(議場閉鎖)

○臨時議長(井脇昌美君) ただいまの出席議員は13人でございます。

次に、立会人をここで指名をさせていただきます。

条例第55条の規定により、立会人に田利正文君、高橋健一君及び矢野利恵子君を指名をいたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○臨時議長(井脇昌美君) 皆さんにお諮りします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。皆さん、全部お手元に投票用紙ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(井脇昌美君) 配付漏れなしとここで認めたいと思います。

投票箱を点検します。立会人の3名の方は投票箱を点検してください。

(投票箱点検)

○臨時議長(井脇昌美君) 異状なしと認

めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、白票は無効でございます。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票を願います。

では、進めていただきたいと思います。

(投票)

○臨時議長（井脇昌美君）　ここでお諮りをしたいと思います。

投票漏れは皆さんございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（井脇昌美君）　全員投票完了といたします。

投票漏れなしと、ここで認めたいと思います。

投票を終了いたします。

次に、開票に進みたいと思います。開票をお願いいたします。

田利正文君、高橋健一君及び矢野利恵子君の立会をお願いいたします。

(開票)

○臨時議長（井脇昌美君）　開票が完了いたしました。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効票数12票、無効票数1票。

有効投票のうち、高橋秀樹君10票、矢野利恵子君2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票でございます。

したがって、高橋秀樹君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（井脇昌美君）　ただいま議長に選出されました高橋秀樹君が議長に就任いたしますので、条例第56条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

◎ 議長当選の挨拶

○臨時議長（井脇昌美君）　議長に当選されました高橋秀樹君から発言を求められておりますので、これを許します。

○議長（高橋秀樹君）　ただいま各議員皆様より御推挙いただきまして、議長という重責を担わせていただきます、高橋秀樹です。

就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

地方議会とは、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとし、同じく直接選挙された町長、執行機関と相互牽制し合うことにより、地方自治の適正な運営を担う場であります。

今回の選挙は無投票という形でありましたが、多くの住民の負託を受けた議員として、住民の意思、意見が尊重できる議会、しっかりと執行機関と議論を重ねることのできる議会、各議員、政策提言ができる議会を皆さんと共につくり上げていきたいと考えております。

新たに2人の議員を迎え、議員13名に課せられた責務とは、足寄町をよりよくすることとと考えております。いろいろな角度、視点から多くの課題を皆さんと共に議論し、解決していきたいと考えております。

最後になります。5期20年にわたり、議長を務め上げた前吉田議長に敬意を表し、私自身もしっかりと議会運営ができるよう、誠心誠意、粉骨砕身、議長という重責を全うしてまいり所存でございますので、皆様の御協力をお願いをいたし、御挨拶と代えさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○臨時議長（井脇昌美君）　これで、臨時議長の職務は全部終了させていただきました。大変、皆さん方の御協力、誠にありが

とうございました。

議長は、議長席にお着き願いたいと思います。

ただいまより、暫時休憩といたします。
御協力ありがとうございました。

午前10時29分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎ 会期決定の件

○議長（高橋秀樹君） 日程第4 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

◎ 選挙第2号

○議長（高橋秀樹君） 日程第5 選挙第2号副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋秀樹君） ただいまの出席議員は13人です。

次に、立会人の指名をいたします。

条例第55条の規定により、立会人に多治見亮一君、二川靖君、川上修一君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（高橋秀樹君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 投票箱を点検しま

（投票箱点検）

○議長（高橋秀樹君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名です。投票用紙の被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ順次投票願います。

なお、白票は無効です。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

（投票）

○議長（高橋秀樹君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

多治見亮一君、二川靖君、川上修一君の立会を願います。

（開票）

○議長（高橋秀樹君） 選挙の結果を報告します。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票13票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、二川靖君11票、矢野利恵子君2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、二川靖君が副議長に当選されました。

出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（高橋秀樹君） ただいま副議長に選出されました二川靖君が議場におられますので、条例第56条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎ 副議長当選の挨拶

○議長（高橋秀樹君） 副議長に当選されました二川靖君から発言を求められておりますので、これを許します。

副議長 二川靖君。

○副議長（二川 靖君） ただいまの副議長の選挙において、議員の皆さんの推挙を頂き、副議長の重責を担うことになりました、二川靖です。どうぞよろしく願いいたします。

この席に立って、重責の重さに身が引き締まる思いでございます。

この3年間、新型コロナウイルスでなかなか議会と町民の距離が離れていたというふうに、私自身考えております。この5月8日からはコロナの関係も緩和され、皆さんの座っている議席もパーティションが取れたということで、これから、3年間のコロナで活動できなかった活動を、議員の皆さんと共に推し進めていきたいというふうに考えているところでございます。

私はこの間、町民の声を大切にしていくなかで、声なき声も今後以降は皆さんと共に拾い上げながら、明るい、楽しい、そして暮らしやすい町をつかっていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、議会と町の行政側は車輪で言えば両輪ということもありますけれども、そういった意味において皆さんと共に議会運営を進めていきたいというふうに考えておりますので、どうかひとつよろしく願いいたします。

◎ 議席の指定

○議長（高橋秀樹君） 日程第6 議席の指定を行います。

議席は、条例第25条第1項の規定により議長が定めることになっておりますが、公平な方法として抽せんにより行い、その結果を議長が定めたことにいたします。

ただいまより抽せんを行い、その番号をそれぞれの議席と定めます。

なお、条例第25条第7項の規定により、議長の席を最終番、副議長の席は最終2番として指定いたします。

したがって、議長、副議長は抽せんを行

わないこととなりますので、御了承願います。

これから抽せんを行います。抽せんの順は、仮議席の順序により行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認め、仮議席の順序により抽せんを行います。

抽せんを行いますので、暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

抽せんの結果、氏名と議席番号を局長に朗読させます。

○議会事務局長（横田晋一君） 1番早瀬川議員、2番井脇議員、3番榊原議員、4番矢野議員、5番田利議員、6番高橋健一議員、7番木村議員、8番細川議員、9番川上議員、10番進藤議員、11番多治見議員、12番二川議員、13番高橋秀樹議員、以上です。

○議長（高橋秀樹君） ただいま朗読したとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ、ただいまの指定の議席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎ 常任委員の選任

○議長（高橋秀樹君） 日程第7 常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任方法については、条例第113条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますが、従来行ってきた方法は、各議員から希望を取り、議長が調整の上、議会に諮って指名す

る方法となっていますが、この方法で御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

常任委員の選任について、ただいま休憩中に調整をいたしました。条例第106条第1項第1号の総務産業常任委員7名の名前を申し上げます。井脇昌美君、木村明雄君、田利正文君、矢野利恵子君、多治見亮一君、進藤晴子君、高橋秀樹君。

条例第106条第1項第2号の文教厚生常任委員6名の名前を申し上げます。榊原深雪君、高橋健一君、二川靖君、川上修一君、早瀬川恵君、細川勉君。

広報広聴常任委員会は、条例第106条第1項第3号の規定により、議長を除く12名の委員といたします。

以上のとおり、指名したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 私、総務というふうに一応書いてはみたけれども、別に文教でもいいので、もし総務のほうというふうにかかれた方がいたら交換でいいのですけれども、そちらのほうがいいと思うので。私は全ての委員会を経験しているので、どちらでもよかったのですよね。ただ単に最初のやつにただ丸しただけで、次のところに、だからもし総務と書かれた人がいたらそれと交換、お願いします。

○議長（高橋秀樹君） よく分かりました。

今調整した結果、ほとんどの方が希望どおりにいっていると思います。（発言する者あり）

そうですね。細川君のほうがなっていないかたのですが、細川君の……（発言する者あり）

指名されてますので、もうこれで決定とさせていただきます。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、常任委員に選任することを決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時28分 再開

○副議長（二川 靖君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいま総務産業常任委員に選任された議長から、常任委員を辞任したいとの旨の申出があります。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、1個の委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長について辞任を認めているところでありますので、総務産業常任委員を辞任したいとするものです。

辞任について許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（二川 靖君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務産業常任委員の辞任については、許可することに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時44分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

諸般の報告を行います。

休憩中に各常任委員会において、委員長

及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

総務産業常任委員会委員長に多治見亮一君、副委員長に矢野利恵子君。文教厚生常任委員会委員長に川上修一君、副委員長に榑原深雪君。広報広聴常任委員会委員長に田利正文君、副委員長に早瀬川恵君。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

◎ 議会運営委員の選任

○議長（高橋秀樹君） 日程第8 議会運営委員の選任を行います。

暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員の選任については、条例第113条の規定により、多治見亮一君、川上修一君、田利正文君、進藤晴子君、木村明雄君、以上5名を指名したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時52分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

諸般の報告を行います。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、御報告いたします。

委員長に進藤晴子君、副委員長に木村明雄君、以上のとおり報告がありました。

◎ 選挙第3号

○議長（高橋秀樹君） 日程第9 選挙第3号十勝圏複合事務組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項及び条例第49条第4項及び第7項第1号の規定により、議長が指名する指名推選にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、議長が指名する指名推選によることに決定いたしました。

十勝圏複合事務組合議会議員に高橋秀樹を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名したとおり、当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました十勝圏複合事務組合議会議員に高橋秀樹が当選いたしました。

◎ 選挙第4号

○議長（高橋秀樹君） 日程第10 選挙第4号とかち広域消防事務組合議会議員の選挙の件について議題といたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項及び条例第49条第4項及び第7項第1号の規定によって、議長が指名する指名推選にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、議長が指名する指名推選によることに決定いたしました。

とかち広域消防事務組合議会議員に高橋秀樹、二川靖君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が推薦したとおり、当選人とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとかち広域消防事務組合議会議員に高橋秀樹、二川靖君が当選いたしました。

それでは、昼食のため休憩といたします。

会議の再開は1時15分といたします。

1時から議会運営委員会を開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

午前11時56分 休憩

午後1時15分 再開

○議長(高橋秀樹君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 議運結果報告

○議長(高橋秀樹君) 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長(進藤晴子君) ただいま開催されました第2回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

これより、町長から行政報告を受けます。

次に、報告承認第1号から報告承認第3号と議案第39号から議案第40号を即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

なお、本会議終了後に、全員協議会、議員会総会を開催し、その後、役場庁舎前において記念写真の撮影を行いますので、よろしく願いいたします。

○議長(高橋秀樹君) これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 行政報告

○議長(高橋秀樹君) 日程第11 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) 議長のお許しを頂きましたので、行政報告を申し上げます。

足寄町における新型コロナウイルス感染症に対する取組について御報告いたします。

令和2年に国内で新型コロナウイルス感染症が発生した後、政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を定め、住民及び事業者へ感染対策に関する協力要請等を行ってきましたが、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類相当から5類感染症に位置づけられたため、基本的対処方針は廃止され、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組をベースとした対応に変わることになりました。

これにより、本町においても足寄町新型コロナウイルス感染症対策本部を解散することとし、今まで講じてきた各種対策を見直しすることとしました。

見直しの内容といたしましては、北海道スタイル宣言の終了、各施設の利用人数制限の廃止、施設の消毒作業の終了等ですが、基本的な感染対策のために各施設入り口の検温器やアルコール消毒液の設置等は当面継続し、利用者に自主的な感染対策を行っていただくこととしました。

なお、庁舎等の窓口につきましては、来庁される方への感染防止対策といたしまして、当面パーティションを設置することとし、職員のマスク着用を推奨することとしております。

感染症法上の位置づけは変更になりまし

たが、新型コロナウイルス感染症の特徴が変わるわけではないことから、今後も町民の皆様に必要な感染対策について周知を図ってまいります。

次に、令和5年度における新型コロナワクチンの接種についてですが、国は新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的に、5月から8月にかけて、2回以上接種した方のうち感染した場合の重症化リスクが高い高齢者等について追加接種を行うこととし、また、ここ数年年末年始に流行が見られることから、全ての年齢の方を対象として、9月から12月にかけて1回の追加接種を行うこととしています。

5月から8月にかけての春開始接種は、2回目以上のワクチン接種完了から3か月以上経過した65歳以上の方、医療従事者等及び12歳以上64歳以下の基礎疾患のある方で追加接種を希望する方を対象に接種を行うこととなっていますが、本町においては、町内医療機関と協議を行い、集団接種を中心に実施することとしました。

今後、高齢者施設入所者及び医療従事者等への接種を開始し、一般高齢者等については6月から接種を行います。一般高齢者のうち前回オミクロン株対応ワクチン接種者については集団接種での日時を指定し、5月18日以降に接種券を送付することとしています。

なお、都合により集団接種で接種できなかった方等につきましては、国民健康保険病院で接種できる体制を整えます。

また、12歳以上64歳以下の基礎疾患のある方につきましては、接種の予約を受けた後に速やかに接種券を送付し、円滑に接種できるよう対応してまいります。

そのほか、5歳から11歳の小児追加接種や生後6か月から4歳までの乳幼児接種、5歳以上の1、2回目接種につきましても、接種を希望する方全員が接種できるよう、町内医療機関の御協力を頂きながら接種日程を設定してまいります。

なお、9月以降の接種については、国において詳細を検討中であることから、内容が固まり次第、使用するワクチンや接種日程等を設定することとし、今後も国の方針等を踏まえ接種を促進できる体制を整備してまいります。

令和5年度における新型コロナワクチンの接種に係る経費につきましては、令和5年度当初から準備を開始する必要があったことから、専決処分により対応させていただきましたので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

次に、コロナ禍において、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給することにより、生活の支援を行う「子育て世帯生活支援特別給付金事業」について御説明いたします。

この事業は、全国一律で実施される事業であり、財源は国の補助金となっておりますが、国の通知により、速やかに事業を実施するため、関係予算を専決処分させていただきました。事業の詳細については、予算説明資料に記載しておりますが、対象者は令和4年度に実施した「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給対象者であることから、申請手続不要で町からの通知を行った後に速やかに振込をしております。

また、令和5年度に新たに非課税、もしくは直近で収入が急変し住民税非課税相当となった18歳未満の児童を養育する子育て世帯も申請により支給対象となることから、町広報紙などにより周知を行ってまいります。

以上、本町における新型コロナウイルス感染症に対する取組について御報告いたしました。今後も国や北海道など関係機関からの情報を収集し、感染拡大等の状況に応じて必要な対応を行うとともに、コロナ禍により打撃を受けている町内経済等に対する支援を図るべく対応策を検討してまい

りますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これで、行政報告を終わります。

◎ 報告承認第1号

○議長（高橋秀樹君） 日程第12 報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて（足寄町税条例の一部を改正する条例）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） 議案1ページを御覧願います。

ただいま議題となりました、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

専決処分書。

足寄町税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

専決処分の理由は、地方税法等の一部を改正する法律及び関係政省令が令和5年3月31日に交付され、原則として令和5年4月1日から施行されることに伴い、足寄町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和5年4月1日施行分について、令和5年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

このたびの改正は、法律等の改正に合わせ所要の規定の整備を行うものであるため、改正規定の朗読を省略させていただきますが、主要な改正点について新旧対照表により説明申し上げます。

4ページを御覧いただきます。

附則第8条第1項の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の特例の適

用期限を3年間延長するものでございます。

5ページを御覧願います。

附則第10条の2、19項の改正は、大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置の創設に合わせ新設し、その減額の割合を2分の1とするものでございます。

あわせて、第10条の3、12号で、その申告について規定しています。

6ページを御覧願います。

附則第16条の改正は、軽自動車税の種別割の税率を燃費性能に応じて減額する適用期限を3年間、25%軽減の対象については2年間の延長をそれぞれ行うものでございます。

7ページを御覧願います。

附則第17条の2第1項及び第2項の改正は、優良住宅の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の特例の適用期限をそれぞれ3年間延長するものでございます。

以上で、主要な改正点の御説明とさせていただきます。

2ページにお戻りください。

附則として、この条例は令和5年4月1日から適用するものでございます。

なお、令和4年度分まで、及び一定期間に取得された課税客体における固定資産税及び軽自動車税につきましては従前の例による経過措置を講じております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて報告を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて(足寄町税条例の一部を改正する条例)の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、報告承認第1号専決処分の承認を求めることについて(足寄町税条例の一部を改正する条例)の件は、原案のとおり承認されました。

◎ 報告承認第2号

○議長(高橋秀樹君) 日程第13 報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて〔令和4年度足寄町一般会計補正予算(第14号)〕の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野孝君。

○総務課長(松野 孝君) ただいま議題となりました、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり令和5年3月31日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

理由につきましては、令和4年度末におきまして、町税、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税、積立金等の変更によりまして、予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分をしたものでございます。

専決処分をした内容について、御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

令和4年度足寄町一般会計補正予算(第14号)。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,784万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億8,362万8,000円とするものでございます。

歳出から申し上げますので、17ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第2目基金積立金におきまして、財政調整基金積立金といたしまして8,784万7,000円を計上いたしました。

次に、歳入の主なものについて申し上げますので、14ページへお戻りください。

第1款町税、第1項町民税におきまして、法人町民税を432万4,000円減額いたしました。

第2款地方譲与税、第1項自動車重量譲与税におきまして、自動車重量譲与税を459万7,000円減額いたしました。

ページ飛びまして、16ページをお願いいたします。

第11款地方交付税、第1項地方交付税におきまして、特別地方交付税といたしまして8,852万4,000円を計上いたしました。

11ページへお戻りください。

第2表、繰越明許費補正追加1件をお願いいたしました。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋秀樹君) これにて報告を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) これで質疑を終わ

ります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて〔令和4年度足寄町一般会計補正予算(第14号)〕の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、報告承認第2号専決処分の承認を求めることについて〔令和4年度足寄町一般会計補正予算(第14号)〕の件は、原案のとおり承認されました。

◎ 報告承認第3号

○議長(高橋秀樹君) 日程第14 報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて〔令和5年度足寄町一般会計補正予算(第1号)〕の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野孝君。

○総務課長(松野 孝君) ただいま議題となりました、報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

18ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり令和5年4月6日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

理由につきましては、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業及び物価高騰の影響の大きい低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業を実施

するに当たり、予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分をしたものでございます。

専決処分をした内容について、御説明申し上げますので、19ページをお願いいたします。

令和5年度足寄町一般会計補正予算(第1号)。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,129万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億5,916万2,000円とするものでございます。

歳出から申し上げますので、23ページをお願いいたします。

第3款民生費、第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費におきまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業といたしまして、会計年度任用職員の報酬のほか子育て世帯生活支援特別給付金400万円など、合わせて444万8,000円を計上いたしました。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費におきまして、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業といたしまして、会計年度任用職員の報酬、手当等のほか、24ページの下段になりますが、ワクチン接種医療機関等協力交付金1,711万2,000円など、合わせて4,685万円を計上いたしました。

次に、歳入の主なものについて申し上げますので、22ページへお戻りください。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目衛生費国庫負担金におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金といたしまして1,383万3,000円を計上いたしました。

第2項国庫補助金、第3目衛生費国庫補助金におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金といたしまして3,275万3,000円を計上

いたしました。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて報告を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて〔令和5年度足寄町一般会計補正予算（第1号）〕の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第3号専決処分の承認を求めることについて〔令和5年度足寄町一般会計補正予算（第1号）〕の件は、原案のとおり承認されました。

◎ 議案第39号

○議長（高橋秀樹君） 日程第15 議案第39号副町長の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第39号副町長の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

提案する方につきましては、住所、足寄郡足寄町南3条5丁目1番地2、氏名、丸山晃徳氏、昭和38年3月27日生まれでございます。

提案理由につきましては、令和5年5月10日をもって任期満了となることから、再任をお願いするものでございます。

丸山氏の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

御同意賜りますようよろしくお願ひを申し上げ、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これから、議案第39号副町長の選任についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第39号副町長の選任についての件は、同意することに決定しました。

◎ 副町長当選の挨拶

○議長（高橋秀樹君） ただいま副町長に同意されました丸山晃徳君から挨拶の申出がありますので、これを許します。

○副町長（丸山晃徳君） 議長のお許しを頂きましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

このたびは渡辺町長の御推選、そして議員の皆様にも全会一致をもちまして私の副町長選任に御同意を頂きまして、心から感謝申し上げます。

4年前のこの日、この議場で選任同意いただき、コロナ禍の中、副町長という立場で仕事をしてまいりました。反省、後悔することも多く、改善すべき点が多いと感じているところであります。新たな4年間、渡辺町政を支える一人として、その職責の重さを改めて見つめ直し、精いっぱい努力させていただきます。

渡辺町長が目指す、福祉・農業・林業・商工・観光・労働・教育などの様々な分野で現場の声をお聞きし、住民の皆様のご知恵を反映する持続可能で住み続けたいと思っただけのまちづくり、住民の幸せを目指して、職員と共にスピード感を持って業務を進めたいと考えております。

人口減少対策や自然災害対策などの本町が抱える課題、さらにゼロカーボン、地球温暖化対策、住民の利便性向上と業務効率化による行政サービス向上を進めるための電子化、デジタル化などの推進など、議会や関係団体の皆様と連携を図って課題解決に取り組み、町長を支えてまいりたいと決意を新たにしております。

まだまだ未熟な人間でございますので、どうぞ議員の皆様におかれましては、これまで以上に御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますけれども御挨拶とさせていただきます。4年間どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 議案第40号

○議長（高橋秀樹君） 日程第16 議案第40号小型動力ポンプ付積載車（上足寄1号）購入売買契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を願います。

総務課長 松野孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第40号小型動力ポンプ付積載車（上足寄1号）購入売買契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

27ページをお願いいたします。

令和5年4月20日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した小型動力ポンプ付積載車（上足寄1号）の購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、小型動力ポンプ付積載車（上足寄1号）購入でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、2,486万円でございます。

契約の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役 岩村純一氏でございます。

納入期日につきましては、令和6年3月31日でございます。

28ページに概観図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番。

○3番（榊原深雪君） 1点お伺いしたいと思ひます。

指名競争入札ということで、こういった特殊車両の場合、何社ぐらい入札に参加されているのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 松野総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

今回の指名競争入札につきましては、4社を指名してございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 3番。

○3番（榊原深雪君） 4社参加されているということで、入札率は何パーセントぐらいだったのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

落札率でございますけれども、98.88%でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

7番。

○7番（木村明雄君） これについてちょっと参考までにお伺いをしたいと思います。

足寄消防第5分団の3部になるのかな、上足寄というところはね、そういうことだと思うのです。そのの上足寄に入るわけなのけれども、この前の車ですよね、これについて何年経過しているのか。そしてまた何キロ、または何時間乗ったというか経過しているのか、その辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 消防課長。

○消防課長（大竹口孝幸君） お答えいたします。

上足寄車につきましては、平成6年に導入しております。経過年数が29年経過しております。あと走行距離につきましては、昨年のデータになりますが、令和4年10月現在で2万467キロになっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 7番。

○7番（木村明雄君） 29年も経過しているということは私もちょっと随分歴史が

あるなど、そんなふう感じたわけなのですけれども、2万キロといたら普通の皆さんの車であったら慣らし運転のところかなという、そんな気がするわけなのだけれども、まず、そう使わなくてもこれは耐用年数が来たらもう更新をするのか、その辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 消防課長。

○消防課長（大竹口孝幸君） お答えいたします。

更新時期ですが、消防自動車の保証期限、あと修理の対応年数及び交換部品の供給対応年数がおおむね10年から15年となっております。しかしながら、走行距離だとか使用頻度に考慮しましておおむね25年で更新計画を立てているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号小型動力ポンプ付積載車（上足寄1号）購入売買契約についての件をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第40号小型動力ポンプ付積載車（上足寄1号）購入売買契約についての件は、原案のとおり可決されました。

た。

暫時休憩をします。

休憩中に、議会運営委員会の開催をお願いをいたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時14分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） ただいま開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

これより、本日の日程に追加し、議案第41号を即決で審議いたします。

次に、広報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中継続調査申出書について審議いたします。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 議案第41号

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第1 議案第41号監査委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第41号監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

提案をする方につきましては、住所、足寄郡足寄町南6条7丁目27番地、氏名、井脇昌美氏、昭和21年10月25日生まれてございます。

提案理由につきましては、議会選出監査委員であります多治見氏の任期が令和5年4月30日をもって満了となりましたことから、新たに井脇氏を議会選出監査委員として選任いたしたいというものでございます。

井脇氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

御同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第41号監査委員の選任についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 起立多数です。

御着席ください。

したがって、議案第41号監査委員の選任についての件は、同意することに決定いたしました。

◎ 閉会中継続調査申出書

○議長（高橋秀樹君） 追加日程第2 閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定に

よって、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 閉会宣告

○議長(高橋秀樹君) これをもって、本臨時会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第2回足寄町議会臨時会を閉会いたします。

午後 2時22分 閉会

令和5年第2回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員